

診療のご辞退（拒否）と 強制退去について

当院では下記のような「暴力」「迷惑行為」「セクシャルハラスメント」などが行われた場合、診療不可能と判断し、患者さんやご家族等には 外来診療や透析診療を辞退（拒否）させていただき、毅然とした対応をさせていただきます。また証拠保全のため、録画・録音させていただくことがございます。以上の点、あらかじめご了承くださいよう、お願い申し上げます。

なお、必要に応じて、警察への出動要請や日立保健所、日立市等関係当局への通報、さらに顧問弁護士を代理人として対応させて頂く場合もありますので併せてご理解ください。

1 暴力

- ・ 殴る・蹴る・物を投げるなどの身体的暴力
- ・ 怒鳴る・脅す・スタッフを蔑むなどの精神的暴力

2 迷惑行為

- ・ 大声を出すなどの他の患者に迷惑をかける行為
- ・ スタッフの指示に従わないなどの診療を妨げる行為
- ・ スタッフに手紙を出すなどのストーカー行為

3 セクシャルハラスメント

- ・ スタッフの身体に触れたり、性的な話をしたりするなどの言動